

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 26 号

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部組織規則（平成 18 年亀山市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削る。

第 3 条第 2 号中「、隊長」を削り、同条第 3 号中「、副隊長」を削り、同条第 7 号中「、隊員」を削る。

第 4 条第 3 項中「、隊に隊長を」を削り、同条第 4 項中「及び隊」、「副隊長」及び「、隊員」を削る。

第 5 条第 17 号中「及び隊」を削る。

第 8 条を削る。

第 9 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 10 号中「予算の」の次に「調整及び」を加え、同号を第 9 号とし、同条を第 8 条とする。

第 10 条を削り、第 11 条を第 9 条とする。

第 12 条第 3 項中「及び隊長」及び「又は隊」を削り、同条第 4 項中「及び副隊長」を削り、同項第 1 号中「又は隊長」を削り、同条第 5 項中「、室員及び隊員」を「及び室員」に改め、同条を第 10 条とする。

第 13 条を第 11 条とする。

第 14 条第 1 項の表中「室長 隊長」を「室長」に、「副室長 副隊長」を「副室長」に、「室員 隊員」を「室員」に改め、同条を第 12 条とする。

第 15 条を第 13 条とする。

第 16 条中「及び隊」を削り、同条を第 14 条とする。

第 1 7 条を第 1 5 条とする。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。